

「甲斐警察署」自動販売機設置事業者 募集要項 (一般競争入札)

自動販売機（飲料）の設置・運営を目的とする県有財産の貸付の相手方（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札により募集します。

一般競争入札に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 貸付物件

次の貸付物件ごとに入札に付します。

施設名：甲斐警察署

所在地：甲斐市志田670番地

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	設置台数	販売品目
1	庁舎1階ホール (手前)建物内	1.5㎡ (幅1.5m×奥行1.0m)	1台	清涼飲料等 (缶、ペットボトル 容器)
2	庁舎1階ホール (奥)建物内	1.5㎡ (幅1.5m×奥行1.0m)	1台	清涼飲料等 (缶、ペットボトル 容器)

(2) 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(貸付期間の更新はありません。)

(3) 用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限ります。

(4) 貸付の形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、山梨県が設置事業者に対し、行政財産である建物又は土地の一部を賃貸する方法により行います。

(5) 貸付料

貸付料は、一般競争入札による落札金額とします。毎年度4月30日（土曜日、日曜日又は休日等に当たる場合においては、これらの日後において最も近い山梨県の休日定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に定める県の休日（以下、「県の休日」という。）でない日）までに、貸付料のうちの当該年度分を納付していただきます。各年度の貸付料の額は、貸付料を貸付期間に係る月数（1月に満たない部分については1月とみなす。）で除した額に各年度の月数を乗じた額とします。

なお、各年度の貸付料の額に端数が生じた場合は、1年目に加算し、各年度の貸付料の合計額を貸付料に一致させるものとします。貸付物件が建物の一部である場合は、貸付料は消費税及び地方消費税が課された額となります。貸付物件が土地の一部である場合は、原則として消費税及び地方消費税は課されません。

(6) 必要経費

自動販売機に必要となる電気料等の必要経費については、設置事業者の負担となります。必要経費を算定するため、設置事業者の負担で専用の子メーターを設置してください。

必要経費は、原則として毎月徴収します。設置事業者あてに毎月納入通知書を送付しますので指定された納期限までに支払ってください。

(7) 売り上げの寄附

当該自動販売機の売上の5%を山梨県警察の事務又は事業に密接な関連を有する公益社団・財団法人に寄附していただきます。

- (8) 同一事業者による複数設置の制限
貸付の相手方の決定に当たっては、販売種類の多様化を確保し、複数の事業者への貸付を推進するため、貸付物件番号1と2については、同一事業者による複数設置を制限する方式を行います。（詳しくは、7の「落札者の決定」の項を参照してください。）
- (9) 禁止事項
- ・ 貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることはできません。また、貸付物件の形質を変更すること、貸付物件に構築物を設置することはできません。
 - ・ この契約に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできません。
- (10) 貸付物件ごとの自動販売機の仕様、販売品目、維持管理責任、売上状況の報告及び位置別添「仕様書」及び「位置図」のとおり。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- ② 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 法人にあつては山梨県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては山梨県内に事業所等設けて事業を営んでいること。
- ⑤ 山梨県税を滞納していないこと。
- ⑥ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（※）
- ⑦ この公告の日から開札までに山梨県から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。

※ ⑥の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されるためには、事前に「山梨県物品等競争入札参加資格」の申請が必要となります。

申請にあたっては、県のホームページに「物品等競争入札参加資格」の新規申請方法が詳しく掲載されておりますので、（[トップ](#) > [県政情報・統計](#) > [入札・公共事業関係](#) > [入札・契約・結果](#) > [入札参加資格・入札方式](#) > [「物品等競争入札参加資格」新規申請](#)）を参考に申請をしてください。新規の申請は随時受け付けをしております。

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/nyuusatsu-sankasikaku/shinki/shinki01.html>

新規で資格を取得する場合、必要書類が整ってから審査に1か月～1か月半程度かかりますので、日程に余裕をもって申請してください。

申請に当たっては、「自動販売機入札関係」である旨をお知らせください。

◎物品等競争入札参加資格審査に関する問い合わせ先

山梨県出納局管理課調度担当（電話055-223-1395）

3 現地説明会

次により、貸付物件の現地状況等の詳細を説明します。入札に参加を希望される者は出席をお願いいたします。

① 集合場所

甲斐警察署庁舎 1階ホール

② 日時

令和5年12月20日(水)午後1時30分

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参又は郵送してください。

また、申込期間内に提出されない場合及び提出書類に不備がある場合は、受付できませんので、ご注意ください。

(1) 提出書類(各1部)

① 一般競争入札参加申込書(様式第1)

※ 複数の貸付物件への入札参加を申込みする場合は、入札を希望する貸付物件番号の「入札参加希望」欄のすべてに○印をご記入ください。

② 誓約書(様式第2)

③ 申込人確認書類(発行日から3ヶ月以内のものに限る。)

〈法人の場合〉・・・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

〈個人の場合〉・・・住民票

※ 原則、原本の提出が必要ですが、原本と写しを持参した場合は、確認後に原本をお返しします。

④ 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書(様式第3)

(2) 申込期間

令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで(郵送の場合は令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)までの消印有効)

(3) 申込場所

甲斐警察署(甲斐市志田670番地)

5 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込みの提出書類により入札参加資格の有無を確認し、入札日の1週間前までに「入札参加資格確認通知書」を申請者あて送付します。この通知書の「入札参加資格の有無」欄の「有」に○印が付された者のみが入札に参加することができます。なお、この通知書が入札の1週間前を過ぎても到着しないときは、必ず「11 問い合わせ先」に電話で問い合わせてください。

6 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日 時：令和6年2月19日(月) 午前11時00分

場 所：甲斐警察署3階大会議室

(2) 入札の受付

- ・ 入札受付は、入札会場にて、入札日時の30分前から10分前まで行います。
- ・ 受付時間に遅れた場合は、入札に参加しないものとみなし、入札に参加できません。
- ・ 「入札参加資格確認通知書」及び身分証明書を提示してください。
- ・ 入札会場の都合により、入室できる方は1申込みにつき1名までとします。

(3) 入札当日持参するもの

- ・ 「入札参加資格確認通知書」
- ・ 「印鑑」

一般競争入札参加申込書に押印した申込人の印を持参してください。ただし、代理

人が入札参加する場合には、申込人（委任者）の印は必要ありませんが、代理人は委任状に押印した代理人使用印を持参してください。

- ・ 「身分証明書」
申込人又は代理人であることを証明できるもの（例：運転免許証など）。
- ・ 「委任状」
代理人により入札する場合は、様式第4をコピーして作成し持参してください。
- ・ 「入札書」
入札当日にも入札書用紙を配りますが、あらかじめ、入札書を作成しておく場合には、様式第5-1をコピーして作成し持参してください。

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札の方法等

- ・ 入札書は、入札者又はその代理人が直接提出してください。（郵送による提出はできません。）
- ・ 入札書は、貸付物件番号ごとに作成し、提出してください。
- ・ 代理人により入札するときは、必ず「委任状」を提出してください。
- ・ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- ・ 入札書に記載する金額は、契約希望金額（貸付期間中の貸付料総額）の110分の100に相当する金額を記入してください。

(6) 無効な入札

- ・ 入札に参加する資格のない者がした入札
- ・ 入札に関して不正の行為があった入札
- ・ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い入札
- ・ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- ・ 1物件につき、1人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は1人で2以上の代理をした者の入札
- ・ 入札書の入札数字を訂正した入札
- ・ 担当職員の指示に従わない者がした入札
- ・ 「入札公告」及び「募集要項」に違反する入札

7 落札者の決定

(1) 開札

- ・ 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
- ・ 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない甲斐警察署員を立ち会わせて開札を行ないます。

(2) 落札者の決定

- ・ 県が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。

ただし、販売種類の多様化を確保し、複数の事業者への貸付けを推進するため、貸付物件番号1及び2については、同一事業者による複数設置を制限する方式とします。ついては、貸付物件番号1を落札順位1とし、貸付物件番号2を落札順位2として落札順位を定め、その順に開札を行い、落札順位1で落札者（又は採用者）として決定した者（以下「上位落札者等」という。）が提出した落札順位2の入札書は無効とします。なお、落札順位2において他に有効な入札書の提出がない場合又は予定価格以上の有効な入札書がない場合は、上位落札者等の入札書は無効とせず有効とします。

- ・ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することはできません。
- ・ 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を発表します。また、落札者がいないときは、最高の入札価格を発表します。

[再度入札]

- ・ 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
- ・ 再度入札は、1回のみ行います。
- ・ 再度入札に参加できる方は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。
- ・ 再度入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高の入札額を上回る金額で入札してください。上回らない入札は無効となります。
- ・ 再度入札をしても、なお、落札者がいない場合は、再度入札において最高の入札額をもって入札した方と協議し、見積書（様式第5-3）の提出を受け、予定価格以上の金額で採用者を決定し、随意契約することがあります。
また、協議の結果、採用者があるときは、採用者の氏名（法人の場合はその名称）及び採用金額を公表します。

8 入札結果等の公表

落札者名及び落札金額等について、県ホームページ等で公表を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

9 契約の締結等

入札後、落札者又は採用者は、行政財産貸付申請書を県が指定する期日までに提出してください。申請に基づき、落札者又は採用者を改めて設置事業者として決定しますので、次の提出書類を提出期間内に提出場所まで持参又は郵送して、別添の契約書にて契約を締結してください。

(1) 提出書類

- ① 契約書2部
- ② 印鑑登録証明書（設置事業者及び連帯保証人のもの各1部）
※ 発行日から3ヶ月以内のものに限る。
※ 原本と写しを持参した場合は、確認後に原本をお返しします。
- ③ 契約保証金を納付したことを証する金融機関が納付済印を押印した納入通知書の写し（契約金額50万円以上で契約保証金の納付が必要な場合）

(2) 提出期間

令和6年2月22日(木)から令和6年3月11日(月)までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで（郵送の場合は令和6年2月22日（木）から令和6年3月11日(月)までに必着）

(3) 提出場所

甲斐警察署（甲斐市志田670番地）

(4) 契約保証金

免除

ただし、契約金額が50万円以上の場合は、次により契約保証金を納付してください。

- 設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納付しなければなりません。
- 契約保証金の納付は、県の発行する納入通知書により指定金融機関にて行ってください。
- 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。
- 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、請求に基づき利息を付さずに返還します。

(5) その他

- ・ 設置事業者として決定した者が提出期間内に、提出書類を提出せず、契約を締結しない場合には、設置事業者となる効力を失います。
- ・ 貸付契約は申込人名義で行います。
- ・ 契約締結に要する費用は、すべて設置事業者の負担とします。
- ・ 契約には、連帯保証人をたてる必要があります。

- ・ 契約を辞退する場合は、違約金が発生します。また、指名停止の対象となる場合があります。

10 その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）の定めるところによるものとします。

11 問い合わせ先

甲斐警察署

〒400-0107 甲斐市志田670番地 電話0551(20)0110(内線233)

※参考データ

(1)利用可能日

毎日

(2)利用可能時間

24時間

(3)勤務者数

1階46人、2階37人、3階5人、合計88人(令和5年11月1日現在)

このほかに約60人の来庁者があります。

(4)売上実績

この売上実績は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの現在設置している事業者の申告による数字です。

貸付場所	販売品目	売上実績
庁舎1階ホール建物内	清涼飲料等 (缶、ペットボトル容器)	13,451本
庁舎1階ホール建物内	清涼飲料等 (缶、ペットボトル容器)	9,623本

仕 様 書（貸付物件番号1）

1 貸付物件

- (1) 施設名 甲斐警察署
- (2) 所在地 甲斐市志田670番地
- (3) 貸付場所 庁舎1階ホール（手前）の建物内（別紙の位置図を参照）

2 自動販売機の仕様

- (1) 規格
 - ・貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・使用済容器回収ボックス等のすべてが収まる大きさとし、高さは2.1m以内とすること。
 - ・新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。
- (2) 環境対策
 - ・省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種であること。
- (3) デザイン等
 - ・デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものであること。

3 販売品目

- (1) 販売品目は、コーヒー飲料、無糖茶飲料、炭酸飲料、スポーツドリンク、果汁飲料、野菜飲料、ミネラルウォーター等の飲料とすること。
- (2) 缶又はペットボトルによる密閉式の容器とすること。
- (3) 販売単価は、標準小売価格以下とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については協議すること。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への許可、届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、責任をもって対応すること。
- (6) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、指示に従うこと。
- (7) 県が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

5 社会貢献

当該自動販売機の売上の5%を山梨県警察の事務又は事業に密接な関連を有する公益社団・財団法人に寄附すること。ただし、寄附先は、当該公益社団・財団法人の中から警察本部長と設置者が協議のうえ、設置者が決定することとする。

また、寄附の方法等については、寄附先と協議すること。

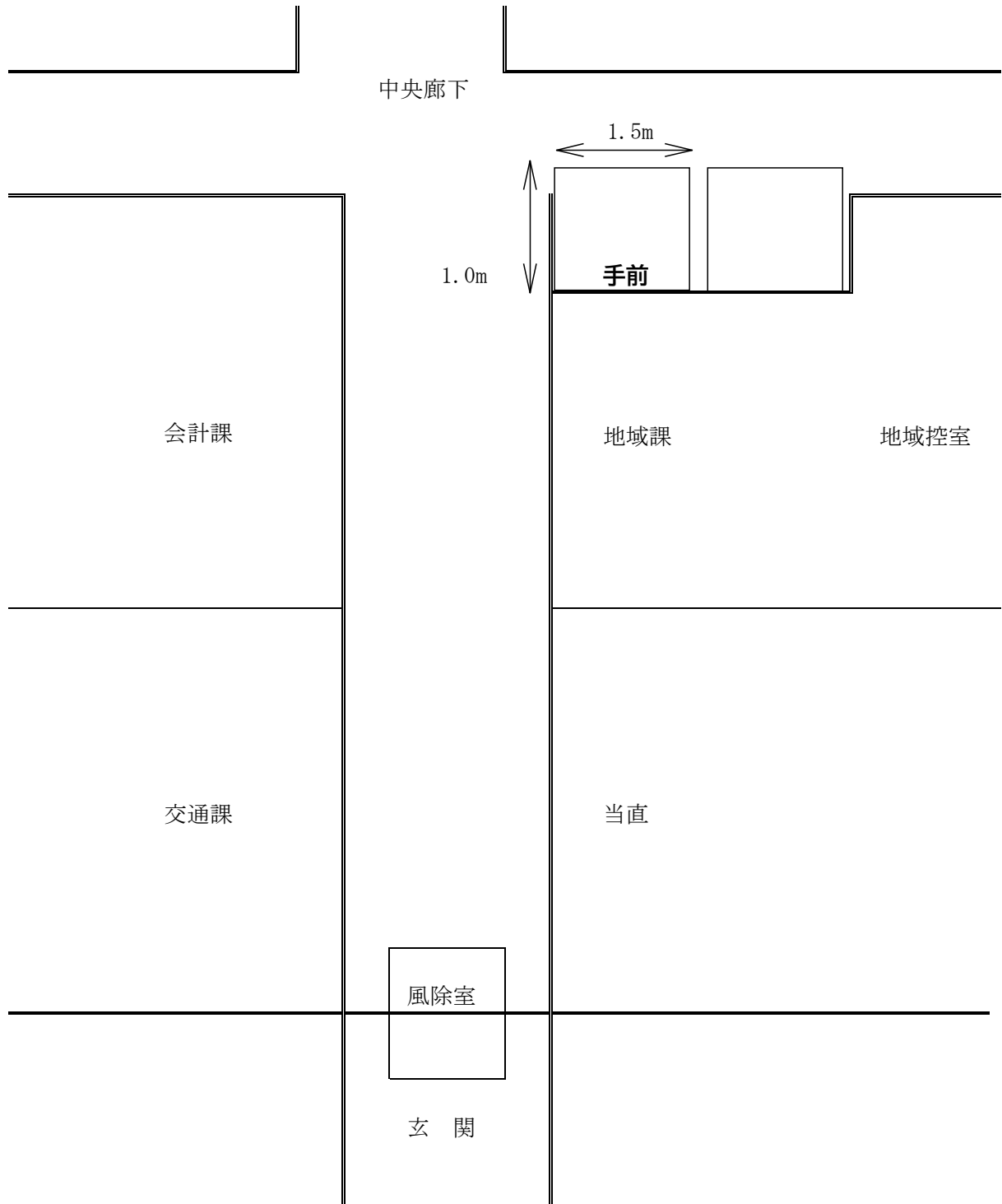
なお、当該自動販売機には、寄附先の名称、その他必要な事項を表示すること。

6 売上状況の報告

毎月の売上状況（売上本数、売上金額）を四半期毎（4月～6月を7月末日までに、7月～9月までを10月末日までに、10月～12月までを1月末日までに、1月～3月を4月末日までに）に書面により報告すること。

位 置 図 (貸付物件番号 1)

甲斐警察署 1 階



仕 様 書（貸付物件番号2）

1 貸付物件

- (1) 施設名 甲斐警察署
- (2) 所在地 甲斐市志田670番地
- (3) 貸付場所 庁舎1階ホール（奥）の建物内（別紙の位置図を参照）

2 自動販売機の仕様

- (1) 規格
 - ・貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・使用済容器回収ボックス等のすべてが収まる大きさとし、高さは2.1m以内とすること。
 - ・新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。
- (2) 環境対策
 - ・省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種であること。
- (3) デザイン等
 - ・デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものであること。

3 販売品目

- (1) 販売品目は、コーヒー飲料、無糖茶飲料、炭酸飲料、スポーツドリンク、果汁飲料、野菜飲料、ミネラルウォーター等の飲料とすること。
- (2) 缶又はペットボトルによる密閉式の容器とすること。
- (3) 販売単価は、標準小売価格以下とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については協議すること。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への許可、届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、責任をもって対応すること。
- (6) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、指示に従うこと。
- (7) 県が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

5 社会貢献

当該自動販売機の売上の5%を山梨県警察の事務又は事業に密接な関連を有する公益社団・財団法人に寄附すること。ただし、寄附先は、当該公益社団・財団法人の中から警察本部長と設置者が協議のうえ、設置者が決定することとする。

また、寄附の方法等については、寄附先と協議すること。

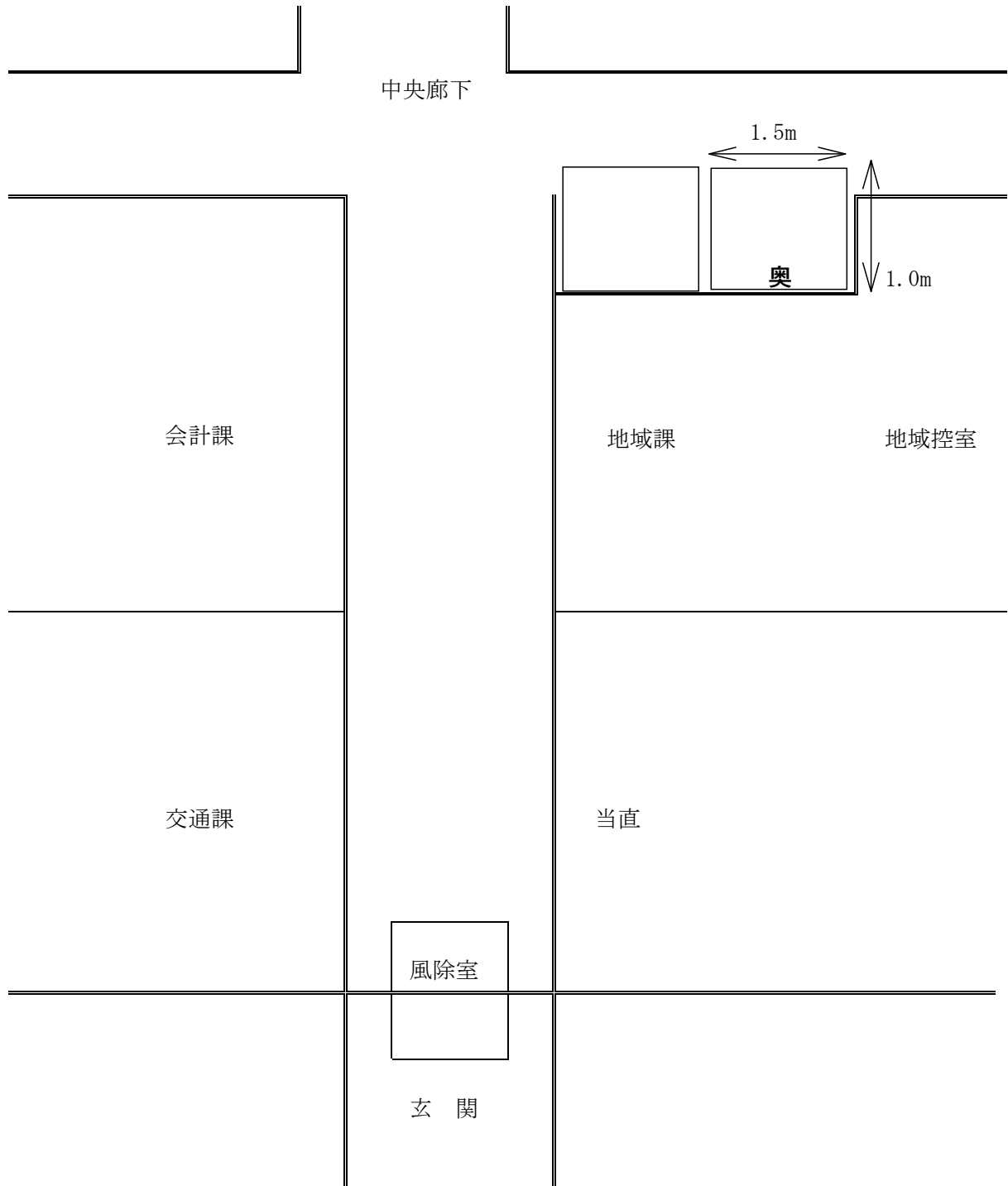
なお、当該自動販売機には、寄附先の名称、その他必要な事項を表示すること。

6 売上状況の報告

毎月の売上状況（売上本数、売上金額）を四半期毎（4月～6月を7月末日までに、7月～9月までを10月末日までに、10月～12月までを1月末日までに、1月～3月を4月末日までに）に書面により報告すること。

位 置 図 (貸付物件番号 2)

甲斐警察署 1 階



一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 小柳津 明 殿

申込人 住所又は所在地
 氏名又は名称
 及び代表者名 印
 電話番号 ()

次の自動販売機設置場所の貸付けに係る一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額等を公表することについて同意します。

1 入札を希望する貸付物件の区分

下表の「入札参加希望」欄に○を記した貸付物件への入札を申し込みます。（複数可）

施設名：甲斐警察署

所在地：甲斐市志田670番地

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	設置台数	販売品目	入札参加希望
1	庁舎1階ホール (手前)建物内	1.5㎡ (幅1.5m×奥行1.0m)	1台	清涼飲料等 (缶、ペットボトル容器)	
2	庁舎1階ホール (奥)建物内	1.5㎡ (幅1.5m×奥行1.0m)	1台	清涼飲料等 (缶、ペットボトル容器)	

2 添付書類(各1部)

- ① 誓約書（様式第2）
- ② (法人)法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、(個人)住民票の写し
 ※ 発行後3ヶ月以内のものに限る。
- ③ 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第3）

3 担当者名等

担当者名 _____
 所属部署 _____
 電話番号 () _____
 電子メール _____

様式第2

誓 約 書

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 小柳津 明 殿

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、甲斐警察署の自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札への参加申込みに当たり、募集要項の記載事項を承諾し、次の要件のいずれにも該当していることを誓約します。

事実と相違することが判明した場合には、貴県警察が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 法人にあつては山梨県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては山梨県内に事業所等設けて事業を営んでいること。
- (5) 山梨県税を滞納していないこと。
- (6) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (7) この公告の日から開札までに山梨県から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。

様式第3

業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 小柳津 明 殿

申込人 住所又は所在地
 氏名又は名称
 及び代表者名 印
 電話番号 ()

私は、甲斐警察署の自動販売機設置場所の貸付けに係る一般競争入札への参加申込みに当たり、次のとおり申告します。

事実と相違することが判明した場合には、貴県警察が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

1 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている実例

設置場所の所有者	設置施設の名称等	所在地	設置台数	設置期間

(記載上の留意点)

- ・国、地方公共団体の施設での実例があれば、優先して記載すること。
- ・複数の実例がある場合は、直近のものを3件まで記載すること。
- ・設置場所の所有者が、団体又は民間企業等の場合は団体名又は企業名を、個人の場合は、「民間私人」と記載すること。
- ・設置施設の名称等の欄には、施設名(〇〇事務所、〇〇高等学校、〇〇百貨店等)を記載すること。

2 山梨県内における本店、支店、営業所又は事業所等の名称及び所在地

名 称	所 在 地

--	--

様式第4

委 任 状

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 小柳津 明 殿

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、(住所) _____

(氏名) _____

代理人使用印 (認印可)

を代理人と定め、次の貸付物件の一般競争入札に関すること及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

施設名：甲斐警察署

所在地：甲斐市志田670番地

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	設置台数	販売品目
1	庁舎1階ホール (手前)建物内	1.5㎡ (幅1.5m×奥行1.0m)	1台	清涼飲料等 (缶、ペットボトル 容器)
2	庁舎1階ホール (奥)建物内	1.5㎡ (幅1.5m×奥行1.0m)	1台	清涼飲料等 (缶、ペットボトル 容器)

(注意)

- ・申込人は入札参加申込書と同じ印を押印してください。
- ・代理人は、代理人が入札で使用する印(認印可)を押印してください。
- ・付帯する権限として、協議による随意契約に係る見積書の提出を含むものとします。
- ・複数の貸付物件への入札を委任する場合は、委任対象貸付物件の「貸付物件番号」欄の番号に○印を付してください。

様式第5-1 (貸付場所が建物内の場合)

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 小柳津 明 殿

(申込人)

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号

()

(代理人)

住所

氏名

印

次の自動販売機設置場所の貸付料として、募集要項の記載事項を承諾した上で、次のとおり入札します。

施設名：甲斐警察署

所在地：甲斐市志田670番地

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	入 札 金 額							
			百万	十万	万	千	百	十	円	

(注意事項)

- ・記載する金額は、契約希望金額（貸付期間中の貸付料総額）の110分の100に相当する金額を記入すること。
- ・金額の数字はアラビア数字（0，1，2，3，・・・）を用い、頭に空欄がある場合は、「金」の文字を記入すること。
- ・金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。
- ・代理人が入札する場合、申込人の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名（印は不要）、電話番号及び代理人の住所、氏名を記入のうえ、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。

見 積 書

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 小柳津 明 殿

(申込人)

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号 ()

(代理人)

住所

氏名

印

次の自動販売機設置場所の貸付料として、募集要項の記載事項を承諾した上で、次のとおり見積もりします。

施設名：甲斐警察署

所在地：甲斐市志田670番地

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	見 積 金 額							
			百万	十万	万	千	百	十	円	

(注意事項)

- ・記載する金額は、契約希望金額（貸付期間中の貸付料総額）の110分の100に相当する金額を記入すること。
- ・金額の数字はアラビア数字（0，1，2，3，・・・）を用い、頭に空欄がある場合は、「金」の文字を記入すること。
- ・金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。
- ・代理人が見積書を提出する場合は、申込人の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名（印は不要）、電話番号及び代理人の住所、氏名を記入のうえ、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。

県有財産賃貸借契約書

貸付人山梨県警察 (以下「甲」という。) と借受人 (以下「乙」という。)
とは、次の条項により県有財産について賃貸借契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 甲、乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が県有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
甲斐警察署	甲斐市志田670番地	庁舎1階ホール (手前) 建物内	1.5 m ²	1台

(用途の指定)

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途 (以下「指定用途」という。) に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約更新等)

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新 (使用の継続によるものを含む。) 又は貸付期間の延長は行なわないものとする。

(貸付料)

第6条 貸付料は、金〇〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税〇〇〇円) とし、各年度に属する貸付料は、次に掲げる額とする。

年 度	貸 付 料 (年額)
令和6年度	〇〇〇〇 円
令和7年度	〇〇〇〇 円
令和8年度	〇〇〇〇 円

(貸付料の支払)

第7条 乙は、貸付料の支払いについて、甲の発行する納入通知書にて、各年度の年額を毎年度4月30日 (土曜日、日曜日又は休日等に当たる場合においては、これらの日後において最も近い山梨県の休日を定める条例 (平成元年山梨県条例第6号) 第1条第1項に定める県の休日でない日) までに納付するものとする。

(必要経費の支払)

第8条 自動販売機の設置・運営に必要となる電気料等の必要経費については、乙が負担するものとする。

2 電気料等の必要経費を算定するため、乙は、乙の負担で専用の子メーターを設置するものとする。

3 電気料等の必要経費は、原則として毎月徴収するものとし、甲は乙あてに毎月納入通知書を送付し、乙はそれを支払うものとする。

4 電気料等の必要経費の額は、貸付場所を包含する施設全体の電気料等の支払金額に、貸付場所を包含する施設全体の電気料等の総使用量に対する子メーターの使用量の割合を乗じた額とする。

(延滞金)

第9条 乙は、第7条及び第8条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び必要経費（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条の法律利率の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第10条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は、金〇〇〇円とし、乙は、契約締結に際し、甲の指示する手続きによりこれを納めなければならない。

2 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により、貸付料等を支払わない場合において契約保証金を充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当する。

3 甲が第21条第1項、同条第3項又は同条第4項の規定により本契約を解除した場合には、契約保証金は甲に帰属する。

4 甲は、第4条の貸付期間を満了し乙が貸付物件を原状に回復して甲に返還したときは、これを確認後、乙の請求に基づき契約保証金を乙に返還する。この場合契約保証金に利息は付さない。

（維持保全義務）

第12条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

（費用負担）

第13条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

（一括委託の禁止）

第14条 乙は、本契約に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

（第三者への損害の賠償義務）

第15条 乙は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対し求償することができるものとする。

（商品等の盗難又は毀損）

第16条 甲は、設置された自動販売機、回収ボックス、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

（禁止義務）

第17条 乙は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすること。

(2) 甲の承諾なく貸付物件の形質を変改すること。

(3) 甲の承諾なく貸付物件に構築物を設置すること。

（実地調査等）

第18条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠ったり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第19条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第18条及び仕様書に定める義務に違反した場合

金〈貸付料の3分1に相当する額〉円

(2) 第3条、第14条及び第17条に定める義務に違反した場合

金〈貸付料に相当する額〉円

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第22条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第5項において準用する同法第238条の5第4項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合には、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 貸付料等その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。

(2) 甲に提出した申込書、提出書類等の内容について虚偽の事実が認められたとき。

(3) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 甲の書面による承諾なく、乙が1か月以上貸付物件を使用しないとき。

(7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 貸付物件及び貸付物件が所在する行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

4 甲は、乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している者

(原状回復)

第21条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 22 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第 23 条 乙は、第 4 条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第 20 条の規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、修繕費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(連帯保証人)

第 25 条 連帯保証人は、乙と連携して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(疑義等の決定)

第 26 条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 27 条 この契約に関する訴の管轄は、山梨県庁所在地を管轄区域とする甲府地方裁判所とする。この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上各自その 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
山梨県警察本部長 小柳津 明 印

乙 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 実 印

連帯保証人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 実 印

※契約書の末尾に、別紙として、仕様書及び位置図を添付する。

様式 6 - 1 (貸付場所が建物内の場合)

県有財産賃貸借契約書

貸付人山梨県警察 (以下「甲」という。) と借受人 (以下「乙」という。)
とは、次の条項により県有財産について賃貸借契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 甲、乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が県有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
甲斐警察署	甲斐市志田670番地	庁舎1階ホール(奥)建物内	1.5㎡	1台

(用途の指定)

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途 (以下「指定用途」という。) に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約更新等)

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新 (使用の継続によるものを含む。) 又は貸付期間の延長は行なわないものとする。

(貸付料)

第6条 貸付料は、金〇〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税〇〇〇円) とし、各年度に属する貸付料は、次に掲げる額とする。

年 度	貸 付 料 (年額)
令和6年度	〇〇〇〇 円
令和7年度	〇〇〇〇 円
令和8年度	〇〇〇〇 円

(貸付料の支払)

第7条 乙は、貸付料の支払いについて、甲の発行する納入通知書にて、各年度の年額を毎年度4月30日 (土曜日、日曜日又は休日等に当たる場合においては、これらの日後において最も近い山梨県の休日を定める条例 (平成元年山梨県条例第6号) 第1条第1項に定める県の休日でない日) までに納付するものとする。

(必要経費の支払)

第8条 自動販売機の設置・運営に必要な電気料等の必要経費については、乙が負担するものとする。

2 電気料等の必要経費を算定するため、乙は、乙の負担で専用の子メーターを設置するものとする。

3 電気料等の必要経費は、原則として毎月徴収するものとし、甲は乙あてに毎月納入通知書を送付し、乙はそれを支払うものとする。

4 電気料等の必要経費の額は、貸付場所を包含する施設全体の電気料等の支払金額に、貸付場所を

包含する施設全体の電気料等の総使用量に対する子メーターの使用量の割合を乗じた額とする。

(延滞金)

第9条 乙は、第7条及び第8条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び必要経費（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条の法廷利率の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、金〇〇〇円とし、乙は、契約締結に際し、甲の指示する手続きによりこれを納めなければならない。

2 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により、貸付料等を支払わない場合において契約保証金を充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当する。

3 甲が第21条第1項、同条第3項又は同条第4項の規定により本契約を解除した場合には、契約保証金は甲に帰属する。

4 甲は、第4条の貸付期間を満了し乙が貸付物件を原状に回復して甲に返還したときは、これを確認後、乙の請求に基づき契約保証金を乙に返還する。この場合契約保証金に利息は付さない。

(維持保全義務)

第12条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(費用負担)

第13条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(一括委託の禁止)

第14条 乙は、本契約に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第15条 乙は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対し求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第16条 甲は、設置された自動販売機、回収ボックス、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(禁止義務)

第17条 乙は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすること。

(2) 甲の承諾なく貸付物件の形質を変改すること。

(3) 甲の承諾なく貸付物件に構築物を設置すること。

(実地調査等)

第18条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正

のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠ったり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第19条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第18条及び仕様書に定める義務に違反した場合

金〈貸付料の3分1に相当する額〉円

(2) 第3条、第14条及び第17条に定める義務に違反した場合

金〈貸付料に相当する額〉円

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第22条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第5項において準用する同法第238条の5第4項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合には、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 貸付料等その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。

(2) 甲に提出した申込書、提出書類等の内容について虚偽の事実が認められたとき。

(3) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 甲の書面による承諾なく、乙が1か月以上貸付物件を使用しないとき。

(7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 貸付物件及び貸付物件が所在する行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

4 甲は、乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

(原状回復)

第21条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 22 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第 23 条 乙は、第 4 条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第 20 条の規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、修繕費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(連帯保証人)

第 25 条 連帯保証人は、乙と連携して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(疑義等の決定)

第 26 条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 27 条 この契約に関する訴の管轄は、山梨県庁所在地を管轄区域とする甲府地方裁判所とする。この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上各自その 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
山梨県警察本部長 小柳津 明 印

乙 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 実 印

連帯保証人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 実 印

※契約書の末尾に、別紙として、仕様書及び位置図を添付する。